

# 松籟荘利用料金表 [短期入所生活介護]

令和5年4月1日～

## ◇短期入所生活介護費（サービス費）

### ①併設型短期入所生活介護費

#### <従来型多床室>

要介護度	金額/日
要介護1	596
要介護2	665
要介護3	737
要介護4	806
要介護5	874

### ②併設型短期入所生活介護費

#### <ユニット型個室>

要介護度	金額/日
要介護1	696
要介護2	764
要介護3	838
要介護4	908
要介護5	976

## ◇加算

項目	金額/日	要件
★看護体制加算（Ⅲ）	12	常勤の看護師を1名以上配置しており、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上である場合（ユニット型・従来型共通）
★看護体制加算（Ⅳ）	23	看護職員を基準より1名以上上回って配置し、病院等との連携により、24時間の連絡体制を確保している。なお、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上である場合 （ユニット型・従来型共通）
★夜勤職員配置加算	18 13	夜勤職員を基準より1名以上多く配置している場合 ※上段単位：ユニット型，下段単位：従来型
★サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	介護職員の内勤続10年以上の介護福祉士が35%以上である場合（従来型）
★サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	介護職員の内介護福祉士が50%以上である場合（ユニット型）
送迎加算	184	施設で送迎を行った場合（片道）
療養食加算	8/回	療養食を提供した場合
項目	金額/月	要件
★介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位× 83/1000	厚生労働省で定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している事業者の場合（1月につき） （ユニット型・従来型共通）
★介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位× 27/1000	厚生労働省で定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している事業者の場合（1月につき） （ユニット型・従来型共通）
★介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位× 16/1000	厚生労働省で定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している事業者の場合（1月につき） （ユニット型・従来型共通）

※★印は松籟荘の短期入所生活介護を利用された全ての方に加算されます。

## ◇滞在費

項目	金額/日
多床室	855
ユニット型個室	2,006

## ◇食費

項目	金額 1,445/日					
食事代	朝食	310	昼食	610	夕食	525

※居住費・食費については所得に応じた負担限度額が設けられています。（第1.2.3段階）

## ◇その他（オプション代）

項目	金額	要件
理美容代	1,500/回	利用された場合
特別な食事（敬老会・家族交流会）	330/回	行事の際の御馳走メニュー
コピー代	10/枚	本人や家族の希望した場合の複写物